

日本学術振興会
国 際 研 究 集 会
平成 25 年度分・募集要項

平成 24 年 3 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、学術の国際協力を推進するため、我が国で開催される国際的な学術研究集会（以下「研究集会」という。）の開催を奨励する事業を行っています。この事業は、研究情報の交換と研究者の交流を図り、我が国及び世界の研究水準の向上に資し、学術の国際交流に寄与することを目的としています。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であって、開催を希望する研究集会を代表する者。

※常勤職の位置づけについては、受入研究機関の定めによります。

- ① 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」（<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/kikanList.do>）に掲載されている機関に限ります。

4. 研究集会の開催時期

対象となる研究集会は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開催するものとします。

5. 採択予定件数

約 20 件

6. 本会支給経費(予定)

研究集会開催に必要な経費の一部(招へい外国人の旅費、会場費等)で総予算のうち参加費や他の助成金等を含む自己収入で賄うことができない経費。

支援総額（予定）：研究集会 1 件あたり 200 万円以内

※予算の都合により、申請額より減額されることがあります。

研究集会の開催に要する業務の一部について、開催責任者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

7. 申請手続

本事業は、本会ホームページ上の「日本学術振興会電子申請システム」により申請者の所属機関を通して申請を受理します。

なお、詳細は電子申請のご案内ページ(<http://www.shinsei.jsps.go.jp/>)を参照してください。

○申請受付期間

平成 24 年 4 月 23 日(月) ～ 平成 24 年 4 月 27 日(金)

(本申請は、申請者から本会に直接申請するものではなく、機関担当者による電子申請システム上の承認を経て申請が受理されるものであり、上記に示したのは機関から振興会へ申請する際の提出期間です。機関における申請受付の締切は別途定められると考えられますので、機関担当者を確認してください。)

8. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

選考は、本会において、以下の審査方針に基づき行われます。ホームページ「国際研究集会の採択方法」を参照してください。http://www.jsps.go.jp/j-meeting/05_flow.htm

【審査方針】 審査にあたっては、以下の観点を基準とします。なお、軍事目的の研究は支援の対象とはなりません。

- ①我が国及び世界における学術の進展に資するものであること。
- ②研究主題が明確であり、学術的価値があること。
- ③我が国で開催する意義が明らかであること。
- ④外国人出席者の割合が、原則として、概ね 25% 程度以上であること。
- ⑤若手研究者の参加に十分配慮したものであること。
- ⑥研究集会を開催するための組織的な事務体制が確保できること。

(2) 選考結果の通知等

- ①選考結果は、平成 24 年 10 月上旬（予定）に本会理事長から申請者の所属機関長を通じて文書で通知します。
- ②選考結果は電子申請システムにより確認できます。

9. 開催責任者等の義務

- (1) 開催責任者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金を管理し、経理を執行してください。

- (2) 研究集会開催にあたっては、本会の支援事業である旨ポスター等印刷物に記載してください。
- (3) 開催責任者は、研究集会終了後 1 ヶ月以内に、別に定める様式によって研究集会報告書を提出してください。
- (4) 会議開催案内、開催報告等は国内学会誌、国際学会誌などにより、国内外に積極的に公表するようにしてください。また、その際には、記事の抜刷等 1 部を本会に提出してください。

10. 不正使用等に対する措置について

競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、指導的立場を利用したセクシュアルハラスメント等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。

競争的資金等の適正な使用等については、[別紙（「競争的資金等の適正な使用等について」）](#)をご参照ください。

11. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採択された場合、開催責任者氏名、研究集会名及び研究報告書等が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合があるので、その旨あらかじめご承知おきください。

12. その他の注意事項

- (1) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会国際交流事業に採択されたことがある開催責任者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。
- (2) 申請に関する詳細な注意事項等については、[「申請書作成にあたっての注意事項（国際研究集会）」](#)等を参照してください。
- (3) 本会は、本事業の募集において研究集会の内容を審査し、提出された研究集会名で採択しますので、採択された研究集会名は、いかなる場合においても変更することができません。十分検討したうえで応募してください。

13. 連絡先

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地 電話 (03)3263-3443, 9094
独立行政法人日本学術振興会 人物交流課 「国際研究集会」担当
Email: ff15@jsps.go.jp

競争的資金等の適正な使用等について

2008年6月

国際事業部

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、国際事業部の各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づく措置

本ガイドライン別紙にある『競争的資金等』の一覧等に該当する事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）。

なお、当該措置の詳細及び具体の報告書の提出依頼については、文部科学省等からのお知らせに従って対応してください。

（2）不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費等の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(3) 競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成 20 年規程第 3 号「競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用等の防止のため、国際事業部の各種公募事業について、不正使用等（※1）を行った研究者等については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を一定期間交付しない。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

日本学術振興会平成 18 年規程第 19 号「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性を厳正に確保するため、国際事業部の各種公募事業について、不正行為（※2）を行った者については、以下の措置を執るものとします。

※2 ここでの不正行為とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等を打ち切るとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正行為があったと認定された者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を一定期間制限する。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成24年2月21日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第一課・地域交流課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究: 100~500万円以内 セミナー: 100~250万円以内	共同研究: 1~3年 セミナー: 1週間以内	各地域の対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月もしくは2月(対応機関による)	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第一課・地域交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等(派遣国、対応機関による)	14日~2年間(派遣国、対応機関による)	アジア、オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパの対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	日米がん研究協力事業 (研究協力第二課)	若手研究者や女性研究者を含む日米両国の研究グループが、共同してワークショップを開催することにより、研究機関間及び研究者間のネットワークの形成を促進することを目的として、ワークショップの開催に要する経費を支援。	900万円を限度	2~3日間	米国	基礎科学 臨床科学 疫学	未定	研究者	
	国際共同研究事業	国際化学研究協力事業 (ICCプログラム) (研究協力第一課)	日本と米国との間で、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることができる国際共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	米国	化学	予備申請11月、本申請1月	研究者
		国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (研究協力第一課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実に資するための国際共同研究を支援。	500万円以内	5年	米国	持続可能性に関連する全分野	予備申請10月、本申請5月	研究者
		多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) (研究協力第一課)	グローバルな課題に対して3カ国以上の研究者からなるコンソーシアムの活動による優れた多国間共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	カナダ、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国	年度ごとの分野/テーマ	予備申請9月、本申請1月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (地域交流課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,000万円以内	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関または部局長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第二課・地域交流課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長	
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月		
国際研究会事業 (人物交流課)	我が国で開催される国際学術研究会の開催経費を一部支援。	200万円以内	当該年度内	日本で開催参加者は全地域	全分野	4月	研究者		
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第二課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	米国、ドイツ、フランス	全分野	3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	日本-欧州先端科学セミナー (研究協力第二課)	日欧の若手研究者を対象に、特定の研究領域について第一線で活躍する研究者による集中的な講義及び参加者間の議論を行うセミナーを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	1週間程度	欧州	年度ごとの分野/テーマ	10月	若手研究者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第二課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング (地域交流課)	アジア太平洋諸国の博士課程の学生がノーベル賞受賞者を初めとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として活躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋地域	年度ごとの分野/テーマ	10月	博士課程学生	
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員事業(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人特別研究員事業(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(フレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月5月8月10月11月2月	受入研究者	
	外国人招へい研究者事業	長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と討議、意見交換、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
		短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績を持ち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を業績に見合った処遇で日本に招へい。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
論文博士号取得希望者に対する支援事業 (地域交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内	原則3年	アジア・アフリカ	全分野	8月	日本側研究指導者		